

目 次

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	1
職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	1
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県県税条例の一部を改正する条例	3
島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例	3
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	4
島根県手数料条例の一部を改正する条例	4

平成23年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第117号議案

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 未成年後見人に法人を選任することができるようになったことに伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 島根県個人情報保護条例

イ 金属屑の取扱に関する条例

ウ 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

エ 島根県屋外広告物条例

(2) その他規定の整備

3 施行期日

民法等の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第118号議案

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

新たに導入される旅費の事務に係るシステムを利用することにより、より実態に即した旅費の支給を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の旅費に関する条例の一部改正

ア 日当を廃止すること。

イ 自家用自動車を使用して旅行した場合以外の場合における車賃の額は、原則として実費額によること。

ウ 宿泊料の額は、一定の額の範囲内の実費額によること。

エ 移転料の額は、旧居住地から新居住地までの路程に応じた額によること。

オ 旅行雑費の額は、公務上の必要等により旅行者が負担する費用で知事が定める額とすること。

カ 旅行命令等及び旅費の請求の手続を電磁的方法をもって行うことができること。

キ その他規定の整備

(2) 特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

(1)のア及びウに同じ。

(3) 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正

ア 非常勤の職員のうち、勤務実態等が一般職の職員と同等と認められる職員として知事が別に定めるものに対する費用弁償の種類及び額については、一般職の職員に対する旅費支給の例によること。

イ その他規定の整備

(4) 参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正

ア 参考人等に対する費用弁償の額は、非常勤の職員のうち(3)の知事が別に定めるものを除くものに支給する額に相当する額とすること。

イ 参考人等に対する費用弁償の支給方法は、非常勤の職員のうち(3)の知事が別に定めるものを除くものの例によること。

ウ その他規定の整備

(5) 市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正

(1)に伴う規定の整理

3 施行期日

平成24年1月1日から施行する。

第119号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者自立支援法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日及び平成24年4月1日から施行する。

第120号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法及び障害者自立支援法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 自動車取得税の非課税の対象となる一般乗合用のバスに係る路線は、地域住民の生活上必要なバス路線の維持のために知事が交付する補助を受けて運行する路線であって規則で定めるものとする。
- (2) 障害者自立支援法の改正に伴う引用する条項の整理

3 施行期日

2の(1)については公布の日から、2の(2)については公布の日及び平成24年4月1日から施行する。

第121号議案

島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県中山間地域研究センターの設備のうち、一般の使用に供するものを追加することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

知事が定めることとされる研修用実験実習設備の使用料の上限額の改定

改正前		改正後	
1時間につき	1,000円	1時間につき	2,560円

3 施行期日

公布の日から施行する。

第122号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を新設するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えること。

団地の名称	所在地
東高浜団地	江津市

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

第123号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

二級建築士及び木造建築士の免許証を提示義務に対応したものに変更すること、二級建築士及び木造建築士の免許の登録の事務等を知事が指定した機関に行わせること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 二級建築士及び木造建築士の免許証を顔写真入り携帯用免許証に変更することに伴う免許に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
18,000円	19,200円

- (2) 二級建築士及び木造建築士の免許証の書換え交付及び再交付に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者	5,900円

- (3) 二級建築士及び木造建築士の免許の登録等の事務を指定登録機関が行う場合にあっては、当該事務に係る手数料を指定登録機関に納付しなければならないこと。
- (4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録等の事務を指定事務所登録機関が行う場合にあっては、当該事務に係る手数料を指定事務所登録機関に納付しなければならないこと。
- (5) その他規定の整備

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。